

下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届の提出について

1 提出書類

下水道排水設備工事責任技術者の届出内容に変更があった時は下記の（１）・（２）・（３）を事務局へご提出下さい。

（１）「下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届」（様式第８号）

住所・氏名・勤務先は変更した項目のみ新旧お書き下さい。

退職され、その後勤務していない場合は、前勤務先を記入し、欄外に「退職」とお書き下さい。

（２）排水設備工事責任技術者証の写し

排水設備工事責任技術者証の裏面の「異動事項記載欄」に、変更後の新しい住所・氏名・勤務先を記入してから両面をコピーして下さい。 *技術者証は有効期限までご使用いただけます。

（３）下記①②③のうち該当する書類

①住所変更の場合 住民票（原本）

※地番変更等により市町村から「住所変更証明書」が交付されている場合は、住民票の代わりに証明書を提出することができます。

②氏名変更の場合 戸籍抄本または戸籍個人事項証明書（原本）

③勤務先変更の場合 下記 a.～d. のいずれかひとつ

- a. 組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険被保険者証の写し
（*勤務先の記載が必要です。記載のない場合は b、c、d を添付）
- b. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- c. 雇用証明書（従業員の場合）
- d. 宣誓書（代表者本人の場合）

但し、現在の勤務先で勤務地（本店・支店・営業所等）のみ変更になった場合は、様式第８号の新勤務先・前勤務先を記入して御提出下さい。健康保険証等に変更があった場合を除き、a～d は提出不要です。

2 住所の記入について

◎建物名称を省略した場合でも、郵便物が届くように御記入下さい。

都道府県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション、アパート等の建物名称は、最後に記入して下さい。 ※但し、建物名称が番地の一部になっている場合を除きます。

特に「○○１街区、○○式番館、○○Ⅲ、○○21、○○G、第○○、○○ビル2階」等（○○は建物名称）の場合は、番地に含めなければならない部分と方書き（建物名称）部分とに注意して御記入下さい。

記入例 1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 ○○パレスⅢ606号

- ① 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 ○○パレス
- ② 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 ○○パレス
- ③ 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 ○○パレスⅢ

記入例 2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 ○○○式番館707号

- ① 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 ○○○
- ② 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 ○○○
- ③ 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 ○○○式番館

※の例) 建物をイーストパレス、ウエストパレス等、記号や数字で表記していない場合

3 利用目的

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報とは、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び責任技術者証の交付に関する事。
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関する事。
- 市町村における排水設備工事業務に関すること

4 書類提出先（郵送可）

※切り取って宛名ラベルとしてご使用下さい。

260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所3階

千葉市下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行

責任技術者届出事項変更届在中